

○ 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）平成三十年六月十八日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「略」 「2・3 略」 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない。</p> <p>一 「略」 二 リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「同上」 「2・3 同上」 4 「同上」</p> <p>一 「同上」 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額 イ 標準的手法を採用した場合 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額 ロ 内部格付手法を採用した場合 信用リスク・アセットのみな</p>

- イ 自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十四条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ロ 自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十四条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ハ 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十四条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ニ 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十四条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ホ 自己資本比率告示第五十三条の四第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十四条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔略〕

し計算（自己資本比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーの額

〔同上〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 [略]

[2・3 略]

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 [略]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、前条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項第五号」とあるのは「第二条第三項第五号」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

[5・6 略]

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 [同上]

[2・3 同上]

4 [同上]

一 [同上]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、前条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

[5・6 同上]

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要									
国際様式の該当番号		イ		ロ		ハ		ニ	
		リスク・アセット				所要自己資本			
		当期末	前期末	当期末	前期末				
[略]									
8	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）								
9	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マゾダート方式）								
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ								

OV1：リスク・アセットの概要									
国際様式の該当番号		イ		ロ		ハ		ニ	
		リスク・アセット				所要自己資本			
		当期末	前期末	当期末	前期末				
[同左]									
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー								

	ツトのみなし計算（蓋然性方式250%）				
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
10	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバック方式1250%）				
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

≒ 項番8「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合においては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第百四十四条第二項の規定を適用する

	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
[同左]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 同左]

≒ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウエイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マゼント方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第四百四十四条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合には自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第四百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用し

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第四百四十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

[加える。]

た場合にあつては自己資本比率告示第四百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉞ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーミュラ方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第四百四十四条第十項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉟ [略]
㊀ [略]
㊁ [略]
㊂ [略]
㊃ [略]
㊄ [略]
㊅ [略]
㊆ [略]
㊇ [略]

[加える。]

㊈ [同左]
㊉ [同左]
㊊ [同左]
㊋ [同左]
㊌ [同左]
㊍ [同左]
㊎ [同左]
㊏ [同左]
㊐ [同左]

地 [略]
 辻 [略]
 辻 [略]
 辻 [略]
 辻 [略]
 辻 [略]
 辻 [略]
 辻 [略]
 辻 [略]
 辻 [略]
 辻 [略]
 辻 [略]

〔(第二面) 略〕

(第三面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項へ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項へ欄からへ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の

地 [同左]
 辻 [同左]
 辻 [同左]
 辻 [同左]
 辻 [同左]
 辻 [同左]
 辻 [同左]
 辻 [同左]
 辻 [同左]
 辻 [同左]
 辻 [同左]
 辻 [同左]

〔(第二面) 同左〕

(第三面)

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項へ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項へ欄からへ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の

<p>連結範囲に基づき「資産の額」及び「負債の額」の項目には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項目から上欄の額を控除した額を記載すること。</p> <p>[b～g 略]</p> <p>(第四面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを用いる。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを用いる。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 略]</p> <p>(第五面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定</u></p>	<p>連結範囲に基づき「資産の額」及び「負債の額」の項目には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項目から上欄までの額を控除した額を記載すること。</p> <p>[b～g 同左]</p> <p>(第四面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを用いる。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 同左]</p> <p>(第五面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイト</u></p>
--	---

によりリスク・ウエイトを算出することをいう。)及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~i 略]

(第六面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。)及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 略]

(第七面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外

を直接に判定することをいう。)並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~i 同左]

(第六面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。)並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 同左]

(第七面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。)に係る信用リスクは対象外と

とする。

[a～gg 略]

(第八面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 略]

〔(第九面)～(第十三面) 略〕

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額

項番	イ				ロ		ハ		ニ		ホ		ヘ	
	RC		PPE		実効EPE		規制上のエクスポ		信用リスク削減手		リスク・アセット			
	/													

する。

[a～gg 同左]

(第八面)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 同左]

〔(第九面)～(第十三面) 同左〕

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額

項番	イ				ロ		ハ		ニ		ホ		ヘ	
	再構築コ		アドオン		実効EPE		規制上のエクスポ		信用リスク削減手		リスク・アセット			
	/													

[略]		ページャーの算定に使用される α	法適用後のエクスポージャー	の額

【(注) 略】

【(第十五面)～(第三十二面) 略】

(別紙様式第五号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ	
		リスク・アセット 所要自己資本			
	当中間期末	前中間期末	当中間期末	前中間期末	
	[略]				

[同左]		ページャーの算定に使用される α	法適用後のエクスポージャー	の額

【(注) 同左】

【(第十五面)～(第三十二面) 同左】

(別紙様式第五号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ	
		リスク・アセット 所要自己資本			
	当中間期末	前中間期末	当中間期末	前中間期末	
	[同左]				

[略]

8	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (ルック ・スルー方式)				
9	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (マゾデ ート方式)				
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (蓋然性 方式250%)				
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (蓋然性 方式400%)				
10	リスク・ウエイトのみなし				

[同左]

	複数の資産及び取引を裏付け とするエクスポージャー				
	信用リスク・アセットのみな し計算が適用されるエクスポ ージャー				

計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（フオー ルバック方式1250%）				
--	--	--	--	--

【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
 おいて使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

㊦ 項番8 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな
 し計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあ
 つては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用
 した場合には自己資本比率告示第四百四十四条第二項の規定を適用する
 エクスポーシチャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄
 ）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載するこ
 と。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前
 となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 項番9 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな
 し計算（バンデット方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあつて
 は自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した
 場合には自己資本比率告示第四百四十四条第七項を適用するエクスポー
 シチャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれ

--	--	--	--	--

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
 おいて使用する用語の例によるものとする。

[a~r 同左]

㊦ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポーシチャー」の項には、標準
 的手法を採用した場合にあつては、リスク・ウエイトを直接に判定すること
 ができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及び
 これに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㊧ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポーシチャー」の
 項には、自己資本比率告示第四百四十四条に規定する信用リスク・アセットの
 額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ
 欄）をそれぞれ記載すること。

に係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉒ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算

（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉓ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算

（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし

計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十四条第十一項の規定を

[加える。]

[加える。]

[加える。]

適用するエクスポージャーに係る信用リスク・デセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ [略]
 ㉕ [略]
 ㉖ [略]
 ㉗ [略]
 ㉘ [略]
 ㉙ [略]
 ㉚ [略]
 ㉛ [略]
 ㉜ [略]
 ㉝ [略]
 ㉞ [略]
 ㉟ [略]
 ㊱ [略]
 ㊲ [略]
 ㊳ [略]
 ㊴ [略]
 ㊵ [略]

㉔ [同左]
 ㉕ [同左]
 ㉖ [同左]
 ㉗ [同左]
 ㉘ [同左]
 ㉙ [同左]
 ㉚ [同左]
 ㉛ [同左]
 ㉜ [同左]
 ㉝ [同左]
 ㉞ [同左]
 ㉟ [同左]
 ㊱ [同左]
 ㊲ [同左]
 ㊳ [同左]
 ㊴ [同左]
 ㊵ [同左]

Ⅲ [略]
Ⅳ [略]
Ⅴ [略]

(第二面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することという。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することという。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～p 略]

(第三面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することという。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセット

Ⅲ [同左]
Ⅳ [同左]
Ⅴ [同左]

(第二面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものという。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することという。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～p 同左]

(第三面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものという。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセット

の額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~i 略]

(第四面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 略]

(第五面)

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~gg 略]

(第六面)

の額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~i 同左]

(第四面)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 同左]

(第五面)

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~gg 同左]

(第六面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

【a～z 略】

【（第七面）～（第九面） 略】

（第十面）

（単位：百万円）

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		RC	PFE	実効EPE	規制上のエクスポージャーの算定に	信用リスク削減手法適用後のエクス

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

【a～z 同左】

【（第七面）～（第九面） 同左】

（第十面）

（単位：百万円）

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		再構築コスト	アドオン	実効EPE	規制上のエクスポージャーの算定に	信用リスク削減手法適用後のエクス

					使用される α	ポージヤ ー	
[略]							

【注】 略】

【(第十一面)～(第二十五面) 略】

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要								
国際様 式の該 当番号	イ	ロ	ハ	ニ	リスク・アセット			所要自己資本
					当四半期 末	前四半期 末	当四半期 末	
	[略]							

					使用される α	ポージヤ ー	
[同左]							

【注】 同左】

【(第十一面)～(第二十五面) 同左】

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要								
国際様 式の該 当番号	イ	ロ	ハ	ニ	リスク・アセット			所要自己資本
					当四半期 末	前四半期 末	当四半 期末	
	[同左]							

8	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (ルック ・スルー方式)				
9	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (マージ ード方式)				
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (蓋然性 方式250%)				
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (蓋然性 方式400%)				
10	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ				

	複数の資産及び取引を裏付け とするエクスポージャー				
	信用リスク・アセットのみな し計算が適用されるエクスポ ージャー				

	ツトのみなし計算（フオー ルバック方式1250%）				
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
おいて使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

㊦ 項番8 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第四百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 項番9 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（バンデット方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十四条第七項を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし

[同左]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
おいて使用する用語の例によるものとする。

[a~r 同左]

㊦ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウエイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㊧ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第四百四十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉒ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[加える。]

㉓ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算

[加える。]

（蓋然性方式100%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算

[加える。]

（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄

及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ㄱ [略]
ㄴ [略]
ㄷ [略]
ㄹ [略]
ㅁ [略]
ㅂ [略]
ㅃ [略]
ㅄ [略]
ㅅ [略]
ㅇ [略]
ㅈ [略]
ㅊ [略]
ㅋ [略]
ㆁ [略]
ㆂ [略]
ㆃ [略]
ㆄ [略]
ㆅ [略]
ㆆ [略]
ㆇ [略]
ㆈ [略]
ㆉ [略]
ㆊ [略]
ㆋ [略]
ㆌ [略]
ㆍ [略]
ㆎ [略]
㆏ [略]
㆐ [略]
㆑ [略]
㆒ [略]
㆓ [略]
㆔ [略]
㆕ [略]
㆖ [略]
㆗ [略]
㆘ [略]
㆙ [略]
㆚ [略]
㆛ [略]
㆜ [略]
㆝ [略]
㆞ [略]
㆟ [略]
ㆠ [略]
ㆡ [略]
ㆢ [略]
ㆣ [略]
ㆤ [略]
ㆥ [略]
ㆦ [略]
ㆧ [略]
ㆨ [略]
ㆩ [略]
ㆪ [略]
ㆫ [略]
ㆬ [略]
ㆭ [略]
ㆮ [略]
ㆯ [略]
ㆰ [略]
ㆱ [略]
ㆲ [略]
ㆳ [略]
ㆴ [略]
ㆵ [略]
ㆶ [略]
ㆷ [略]
ㆸ [略]
ㆹ [略]
ㆺ [略]
ㆻ [略]
ㆼ [略]
ㆽ [略]
ㆾ [略]
ㆿ [略]
ㆿ [略]

ㄱ [同左]
ㄴ [同左]
ㄷ [同左]
ㄹ [同左]
ㅁ [同左]
ㅂ [同左]
ㅃ [同左]
ㅄ [同左]
ㅅ [同左]
ㅇ [同左]
ㅈ [同左]
ㅊ [同左]
ㅋ [同左]
ㆁ [同左]
ㆂ [同左]
ㆃ [同左]
ㆄ [同左]
ㆅ [同左]
ㆆ [同左]
ㆇ [同左]
ㆈ [同左]
ㆉ [同左]
ㆊ [同左]
ㆋ [同左]
ㆌ [同左]
ㆍ [同左]
ㆎ [同左]
㆏ [同左]
㆐ [同左]
㆑ [同左]
㆒ [同左]
㆓ [同左]
㆔ [同左]
㆕ [同左]
㆖ [同左]
㆗ [同左]
㆘ [同左]
㆙ [同左]
㆚ [同左]
㆛ [同左]
㆜ [同左]
㆝ [同左]
㆞ [同左]
㆟ [同左]
ㆠ [同左]
ㆡ [同左]
ㆢ [同左]
ㆣ [同左]
ㆤ [同左]
ㆥ [同左]
ㆦ [同左]
ㆧ [同左]
ㆨ [同左]
ㆩ [同左]
ㆪ [同左]
ㆫ [同左]
ㆬ [同左]
ㆭ [同左]
ㆮ [同左]
ㆯ [同左]
ㆰ [同左]
ㆱ [同左]
ㆲ [同左]
ㆳ [同左]
ㆴ [同左]
ㆵ [同左]
ㆶ [同左]
ㆷ [同左]
ㆸ [同左]
ㆹ [同左]
ㆺ [同左]
ㆻ [同左]
ㆼ [同左]
ㆽ [同左]
ㆾ [同左]
ㆿ [同左]
ㆿ [同左]

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p> 同 [略] 同 [同左] 同 [略] 同 [同左] </p> <p> [(第二面)～(第四面) 略] [(第二面)～(第四面) 同左] </p>
---	--

○ 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

（注）平成三十年六月八日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ Ⅱ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを行う。以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することを行う。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ Ⅱ 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百十二条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを行う。以下同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額</p>

-
- 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額
- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額
-

を算出するエクスポージャー

〔二・ホ 略〕

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ↵ヌ 略〕

〔三↵六 略〕

七 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク

〔二・ホ 同上〕

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ↵ヌ 同上〕

〔三↵六 同上〕

七 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

スポージャー

ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

八 「略」

5 「略」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセット

八 「同上」

5 「同上」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポ

のみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェ

ー
ジャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

イトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔二・ホ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ↷ヌ 略〕

〔四↷七 略〕

八|| リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー
又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー
又は自己資本比率告示第百四十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自

〔二・ホ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ↷ヌ 同上〕

〔四↷七 同上〕

八|| 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

<p>己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウエイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウエイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>九 「略」</p> <p>5 「略」</p>	<p>己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウエイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウエイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>九 「同上」</p> <p>5 「同上」</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。
 （注）平成三十年六月八日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「略」 「2・3 略」 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 「イ・ロ 略」 ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十 七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをい う。以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・ アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百十二条の規 定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。 以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスポ ーチャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「同上」 「2・3 同上」 4 「同上」 一 「同上」 「イ・ロ 同上」 ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第 百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を計算する ことをいう。以下同じ。）が適用されるエクスポーチャーに係 る信用リスクに対する所要自己資本の額</p>

-
- 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額
- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
 - (2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
 - (3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
 - (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
 - (5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額
-

を算出するエクスポージャー

〔二・ホ 略〕

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ↵ヌ 略〕

〔三↵六 略〕

七 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク

〔二・ホ 同上〕

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ↵ヌ 同上〕

〔三↵六 同上〕

七 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

スポージャー

ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

八 「略」

5 「略」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセット

八 「同上」

5 「同上」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポ

のみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェ

ージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

イトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔二・ホ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ↷ヌ 略〕

〔四↷七 略〕

八 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー
又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー
又は自己資本比率告示第百四十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自

〔二・ホ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ↷ヌ 同上〕

〔四↷七 同上〕

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

<p>己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウエイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウエイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>九 「略」</p> <p>5 「略」</p>	<p>己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウエイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウエイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>九 「同上」</p> <p>5 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	